



こくみんねんきん  
**1 国民年金**

だつたいいちじきん きこく  
**(4) 脱退一時金(帰国するとき)**

こくみんねんきん こうせいねんきん ほけん だつたいいちじきん しきゆうせいど がいこくじん にほん  
国民年金および厚生年金保険には、「脱退一時金」の支給制度があります。これは、外国人が日本  
たいざいちゆう ねんきん かにゆう ほけんりよう げつじょうおさ ばあい にほん しゅつこくご ねんいない しょてい てつづき  
滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年以内に所定の手続  
したが せいきゆう だつたいいちじきん しきゆう せいど くわ しくちょうそん やくしょ ねんきん  
に従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、市区町村の役所の年金  
たんとうまどぐち かくにん  
担当窓口でご確認ください。

こくみんねんきん だつたいいちじきん せいきゆう  
**●国民年金の脱退一時金の請求について**

| せいきゆう じょうけん<br>請求の条件   | ていしゅつしよるい<br>提出書類                                  | てんぶしよるい<br>添付書類  |
|--|--|--|
| こくみんねんきん げつじょうおさ<br>国民年金を6カ月以上納<br>めた人で、日本出国後、2<br>年以内に請求のこと | だつたいいちじきんさいていせい<br>脱退一時金裁定請<br>求書(国民年金/<br>厚生年金保険) | うつ さいご にほん しゅつこく ねんがっぴ しめい せい<br>1 パスポートの写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生<br>ねんがっぴ こくせき しょめい ざいりゆうしかく かくにん<br>年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ)<br>ふりこみさき ぎんこうめい してんめい してん しょざいち こうざばんごう<br>2 振込先の「銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」<br>および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書<br>およ せいきゆうしやほんにん こうざめいぎ かくにん しょ<br>類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明<br>いん ぎんこう はっこう しょうめいしやとう ぎんこう こうざしょうめい<br>印」の欄に銀行の証明を受けたもの)<br>ねんきん てちょう<br>3 年金手帳 |

こくみんねんきん だつたいいちじきん がく へいせい ねんど  
**●国民年金の脱退一時金の額(平成21年度)**

| ほけんりようのうふずきかん<br>保険料納付済期間   | いちじきん がく<br>一時金の額 |
|-----------------------------|-------------------|
| づきいじょう づきみまん<br>6 月以上12月未満  | えん<br>43,980 円    |
| づきいじょう づきみまん<br>12 月以上18月未満 | えん<br>87,960 円    |
| づきいじょう づきみまん<br>18 月以上24月未満 | えん<br>131,940 円   |
| づきいじょう づきみまん<br>24 月以上30月未満 | えん<br>175,920 円   |

# 多言語生活情報



ねんきん  
**G 年金**

ねんきん  
▶ **G 年金** のトップへ

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| づき いじょう づき みまん<br>30 月以上 36月未満 | えん<br>219,900 円 |
| づき いじょう<br>36 月以上              | えん<br>263,880 円 |

めんじょ きかん めんじょしゅべつ おう きかん けいさん こと  
\* 免除期間についてはそれぞれの免除種別に応じて期間の計算が異なります。

ぶん めんじょ ぶん づき  
4分の3免除→4分の1月

はんがくめんじょ ぶん づき  
半額免除→2分の1月

ぶん めんじょ ぶん づき  
4分の1免除→4分の3月

しゅってん しゃかいほけんちょう  
出典: 社会保険庁